

大川市議会第3回定例会会議録

平成26年6月20日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	池	末	秀	夫	10番	中	村	博	満
3番	水	落	常	志	11番	石	橋	正	毫
4番	吉	川	一	寿	12番	古	賀	光	子
5番	古	賀	龍	彦	13番	川	野	栄	美子
6番	箴	島	か	おる	14番	今	村	幸	稔
7番	岡		秀	昭	15番	福	永		寛
8番	内	藤	栄	治	16番	井	口	嘉	生
9番	平	木	一	朗	17番	永	島		守

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市		長	鳩	山	二	郎					
副	市	長	酒	見	隆	司					
教	育	長	記	伊	哲	也					
会	計	管	理	者	田	中	嘉	親			
(兼)	会	計	課	長							
消		防		長	大	淵	慶	人			
(兼)	総	務	課	長							
人	事	秘	書	課	長	中	島	久	幸		
総		務		課	長	石	橋	徳	治		
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長

企 画 課 長	古 賀 文 隆
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	添 島 清 美
学 校 教 育 課 長	持 木 芳 己
上 下 水 道 課 長	平 田 敏 弘
監 査 事 務 局 長	石 橋 新 一 郎

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	木 下 剛
議 会 事 務 局 書 記	下 川 慎 司
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	宮 崎 朱 美

4. 付議事件

- 1. 委 員 長 報 告
- 1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決
- 1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（石橋正毫君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、総務委員会に付託しておりました議案第38号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定について外2件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について総務委員長の報告を求めます。
総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第38号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定について外2件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第38号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として、地方交付税の財源を確保するため、国税である地方法人税が創設されたことに対応して、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことから、法人市民税に関し所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容といたしましては、本市の法人市民税法人税割の税率を現行の14.0%から2.6%引き下げ、11.4%に改めるというものであります。これは、今回地方税法の改正により、法人住民税法人割の税率の下限である標準税率と、同税率の上限である制限税率が、ともに2.6%引き下げられたため、本市においても2.6%引き下げようとするものであるとのことであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第41号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

本案は、消防法施行令の一部改正に伴い、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合の届け出義務等について、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、市内で対象となる催しはどういったものがあるのかただしたところ、花火大会や木工まつり、風浪宮例大祭などのほか、各町内で行われているお祭りでも、ほかの地域から参加されることから、屋台で火気を使用する場合は消火器の準備と届け出が必要である。ただし、近親者によるバーベキューなど、集合する者の範囲が個人的つながりにとどまる場合は対象外である旨の答弁がなされたところであります。

委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第42号 平成26年度大川市一般会計補正予算を御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、歳入歳出予算の補正であり、その概要は次のとおりでありま

す。

農林水産業費には、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金72,432千円、消防費には、高規格救急自動車の寄贈に伴う資機材購入費13,000千円、大規模災害に備え、防災拠点施設等である大川市保健センター及び大川市ふれあいの家への太陽光発電設備等設置に要する経費52,700千円が計上されております。

教育費では、大川市学校給食センター設置に伴う給食調理員等の人件費について、予算の一部組み替えがなされております。

以上により、今回の補正総額は138,132千円となったところでありますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う県支出金及び繰越金をもって充当するとのこととあります。

委員会では、まず、9款1項4目、防災費の太陽光発電設備等設置工事についてただしたところ、大川市保健センター及び大川市ふれあいの家、それぞれに10キロワットの太陽光発電設備と10キロワットアワーの蓄電池を設置し、発電した電気は、それぞれの施設内で使用し、原則、売電はできない旨の答弁がなされました。

また、2か所それぞれ、10キロワットの太陽光発電設備と10キロワットアワーの蓄電池を設置する工事に約50,000千円の予算は高過ぎるのではないかとただしたところ、そのほかにも附帯設備として節電型高効率のLED照明器具や空調設備も含まれている旨の答弁がなされたところであります。

委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石橋正毫君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第38号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。
本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成26年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第39号 大川市学校給食センター設置条例の制定について外1件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、川野栄美子君。

○文教厚生委員長（川野栄美子君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第39号 大川市学校給食センター設置条例の制定について外1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第39号 大川市学校給食センター設置条例の制定について御報告申し上げます。

本議案は、大川市学校給食センター設置及び管理について、必要な事項を条例で定めるものであります。

委員からは、学校給食に関し、給食及び給食費について保護者の理解を得られるよう、十分な説明をお願いしたい。また、地産地消を取り入れ、地域経済対策への配慮を含めた学校

給食の推進に取り組んでいただきたい旨の要望がなされたところであります。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第40号 大川市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本議案は、平成26年度幼稚園就園奨励費補助金国庫補助限度額の改正に伴い、公立幼稚園に同一世帯から2人以上就園している世帯及び小学校1年生から6年生までの兄・姉がいて、同一世帯から1人以上就園している世帯についても授業料等の軽減対象となったため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、報告申し上げます。

○議長（石橋正毫君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第39号 大川市学校給食センター設置条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 大川市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第43号 市道路線の廃止について外1件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、今村幸稔君。

○産業建設委員長（今村幸稔君）（登壇）

改めましておはようございます。私は産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第43号 市道路線の廃止について外1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

今回の廃止路線は北古賀地区の2路線、認定路線は北古賀地区の1路線及び向島地区の1路線であります。

説明によりますと、廃止路線の野口1号線及び野口2号線は、郷原斎場付近で市役所前通り線の北側の北古賀地区に位置し、土地改良事業の大川東部第2地区の取り付け道路として整備がなされたものであります。

今回、登記の整理が完了し、本市に寄附がなされたため、この2路線を一旦廃止し、改めて1本の路線として認定するものであります。

新たに認定予定の野口1号線の延長は336メートルで、幅員は1.9メートルから6メートルであります。

次に、西新開4号線は、筑後川沿いの主要地方道久留米城島大川線の東側の向島地区に位置し、付近の分譲住宅の道路としてつくられたものであります。

土地所有者から寄附採納願が提出されたため、認定基準に基づき、新しく認定するもので、路線の延長は44メートル、幅員4.1メートルから8.1メートルであります。

委員会といたしましては、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い、審査を進めたところであります。

委員会では、野口1号線に関し、土地改良事業に伴うものであれば、舗装の話を行った上でもらい受けるべきではなかったか、ただしところ、土地改良事業関連では、農村環境整備事業として年に一、二か所で整備を行っているが、市に移管する段階では一般的に砂利道

の状況である。

また、市道の寄附採納の基準を平成20年に申請者の負担を軽減する目的で舗装、側溝の要件を緩和しており、舗装は通行に支障がない状況であれば、砂利道でも市でいただいている旨の答弁がなされました。

また、委員から、市道認定後に舗装工事箇所として上げる場合も、市民の利活用等、有効性及び必要性に応じて上げていただきたい旨の要望がなされました。

委員会では、その他詳細な説明を求め審査を行い、採決の結果、両議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（石橋正毫君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第43号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

12番古賀光子君、13番川野栄美子君、以上2人を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申し出がっておりますので、この際、お願いいたします。

鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

今議会に提案いたしました議案は13件でしたが、議員各位には慎重に御審議の上、御議決いただき、まことにありがとうございました。

また、審議の過程で、議員の皆様から賜りました貴重な御意見や御助言等につきましては、十分に尊重をし、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

引き続き、議員の皆様のお理解と御協力をお願い申し上げ、簡単でございますけれども、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（石橋正毫君）

ありがとうございました。

これにて平成26年第3回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前9時51分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 石 橋 正 毫

大川市議会議員 古 賀 光 子

大川市議会議員 川 野 栄美子